

平成 27 (2015) 年 1 月 22 日 (木)

## 芦屋市の社会教育関係団体の制度運用に関する問題点と課題

—今後の社会教育委員の会議のあり方を検討するためのたたき台として—

芦屋市社会教育委員の会議  
委員・安東由則

### はじめに

芦屋市における今年度の「社会教育委員の会議」における議論を踏まえ、この会議に委員として長く関わってきた一委員として、本市の「社会教育関係団体」を中心とする社会教育団体に関する制度とその運用における問題点と課題を整理することとした。以下は、会議の議長としての方針を示すものではなく、今後における会議のあり方を議論するための材料として述べるものである。

### 1. 芦屋市の社会教育関係団体の現状

芦屋市の社会教育関係団体は 2014 年 9 月現在 336 である。社会教育関係団体として登録されると、市の社会教育関連施設（市の市民センター・公民館、体育館、運動場、集会所など）の使用料減免（3 割減免）や団体の主催するイベント情報について広報紙への依頼、市内の広報紙掲示板の使用許可といった支援内容を受けることができる。

さらには、市からの認可という“お墨付き（信頼）”を担保できるといった間接的なメリットも挙げられよう。審査を経て登録された後は、3 年に一度の登録更新と、毎年の活動報告（収支等含む）が義務付けられているが、その更新回数の制限などはない。

本市における大きな特徴は、多くの社会教育関係団体をもつことである。社会教育関係団体となる方途は、一定の条件を満たせば広く開かれている。毎年登録申請を受け付けており、現在では、先述したとおり 300 を超える団体（2014 年 9 月時点；336）が「社会教育関係団体」として登録されている。2004（平成 19）年度における社会教育関係団体は 412 団体であり、当時もその多さと審査のあり方が問題として指摘されていたため、手続き等の厳格化などの方針を取ったことにより、その数は 100 近くの減となった。それでも 300 を超える団体が登録されており、新規登録のための申請も毎年 10 件前後はある。

### 2. 他市との比較からみられる本市の特徴

芦屋市の社会教育委員の会議で審議される社会教育関係団体の多さは、近隣市の中では突出している。手元にある、2009（平成 21）年 3 月 26 日開催の社会教育委員の会議で配布された資料によると、芦屋市は 412 団体であったのに対し、人口が 5 倍以上ある西宮市の関係団体数は PTA 等の 6 団体、同規模の尼崎市では 25 団体であった。さらに最も多い

三田市でも 50 団体、川西市では 5 団体、伊丹市と宝塚市は 0 であった（いずれも平成 19 年度調べ）。

上記のような近隣都市においては、市の社会教育委員の会議での審査を要する社会教育関係団体ではなく、「公民館登録団体」としている場合が多い。芦屋では市民センター指定団体として 31 団体（ライオンズクラブや社会福祉関係団体など）であるのに対し、西宮や尼崎では 700 程度、川西 639、伊丹 162、三田 98、宝塚にいたっては 1300 もの団体が公民館に登録されている。これらの団体も使用料の減免等があり、その登録審査は公民館運営審議会などで行われるのが一般的であるようだ（注：公民館登録団体の認可について、当該市町村の教育委員会とする自治体〈会津若松市、取手市など〉もあるようだが、委員会のどの部署で行っているかの記述はない）。

東京都や千葉県にあるいくつかの自治体においては、芦屋市と同様に「社会教育関係団体」として登録されている場合が多いようである。例えば千葉県船橋市（人口約 60 万）では、登録団体数は 2285（平成 20 年 9 月時点）にのぼる。ただ、筆者が「船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準」を調べたところ、団体の登録にあたり「市内全域を対象とする団体及び連合組織団体にあつては社会教育を所管する長（以下「社会教育課長」という。）に、一地域を対象とする団体及び特定の公民館を主たる活動の場所とする団体にあつては当該公民館長」に提出するとなっている。前者は社会教育委員の会議で、後者は公民館運営審議会での意見を聞いて後、教育委員会に登録されることになっており、「社会教育関係団体」として全てが同じ括りにあるのではなく、棲み分けがなされているようだ（出典：[http://www.city.funabashi.chiba.jp/kurashi/study/0001/p001019\\_d/fil/tourokukijun.pdf](http://www.city.funabashi.chiba.jp/kurashi/study/0001/p001019_d/fil/tourokukijun.pdf) 2015.1.4 取得）。

### 3. 芦屋市の社会教育団体の多さの背景

阪神間において、芦屋市にのみ「社会教育委員の会議」で登録や継続の審議がなされる社会教育関係団体が突出して多い背景としては、都市の面積及び人口規模が小さく、公民館が 1 つしかないことが挙げられる。公民館登録団体にしたところで、一つの公民館運営審議会で審議されなければならない、分散化して負担を減少させることにはならない。さらに、人口比でもても芦屋の登録団体（公民館登録団体含む）数は宝塚市に次いで多く、その他の市を大きく上回っている。これはできるだけ多くの団体に社会教育関係団体として登録してもらい、人々が自由に参加し、自ら学べる間口を広げることが目指された結果であり、芦屋市の強い市民意識と旺盛な教育・学習意識の現れだといってよい。

芦屋市の社会教育関係団体の登録及び継続の審査については、「社会教育委員の会議」において行われ、その審議結果を教育委員会で審議され、承認がなされるようになっている。芦屋市の場合、公民館登録団体との棲み分けはなく、全てが社会教育関係団体であるから、新規登録、中間審査（会計報告等）の結果報告と審議などは全て「社会教育委員の会議」において行われているのが現状である。

#### 4. 課題及び問題点の整理

社会教育委員の会議において、社会教育関係団体の登録・継続の審議のあり方が議論される中で、社会教育委員の会議のあり方についても意見が出されるようになり、今後、議論すべき問題や課題が現れてきたように思う。そこで、論点を幾つかに整理して、今後検討すべき課題について、まとめてみた。今後の社会教育委員の会議のあり方を考えるための叩き台としたい。

##### ○社会教育関係団体の多さによる問題点・課題

- ・社会教育委員の会議の議題が、団体の申請審査や更新の審査に割かれ、他の議題を審議したりすることが少なくなっている。その結果、現状を把握・分析したり、建設的な提言をまとめたりするといったことが行えていない。

- ・芦屋市の規模的な条件や社会教育振興に関する歴史的経緯はあるものの、これだけの多くの団体について、開催回数も限られている社会教育委員の会議のみで厳密に審査を行うことには限界がある。例えば、1) 公民館との登録の棲み分け、2) 減免割合に差をつけて登録数を減らす、3) 減免せずに使用の優先権のみを与える、などの措置も考えるべきではないか。

##### ○登録審議、継続審議、活動実態把握における問題点・課題

- ・現状として団体の活動実態を把握することは難しく（収支報告書と加盟人数など）、提出書類に不備がなければ通す他はなく、ほとんどの団体の登録を認めているのが現状である。したがって、人数が非常に少なくなっている団体、活動が滞っている団体、メンバーの固定化が進み仲間内だけの趣味の集まりのようになっている団体などもあるようだが、今の審査基準では、継続申請する限り許可しているのが現状である。

- ・登録団体が活動することにより、地域や市民に社会貢献することが目的のひとつだと考えるが、報告にはそれが明確には表れていないこともある。

- ・登録団体には減免実施をしているが、一体どれだけ減免措置を講じたのか、その実態を把握できていない（例えば、全体の施設使用のうち何パーセントが社会教育関係団体による使用で、それによりどれだけの額の減免がなされたのかなど）。財政難の中、そうした多くの登録団体に減免措置をすることが果たしてよいのか、使用料金を一律に値下げして、全ての団体に提供する（あるいは一部の団体のみ限定して減免する）ことなども一考すべきではないか。

- ・施設使用料の3割減免を一番の目的として、登録している団体も少なからずあり、中には施設使用料の減免を利用して商業まがいの活動を行っているのではないかとと思われる団体もあるようだが、登録の抹消を行うことは、よほどの決定的証拠がないと難しい。

- ・社会運動系の団体登録申請を社会教育関係団体として認めるかどうかなど、扱い方や判断が難しい事例もでてきている。

### ○補助金を交付されている社会教育関係補助金交付団体

・PTAやコミスクをはじめ、市から補助金を交付されている社会教育関係補助金交付団体が、平成26年度現在23ある。会計報告や監査が行われ、補助金の使途等について問題はないものの、登録者数が非常に少なくなっている団体、公共性が薄いと思われる団体についても、継続的に補助金が交付されている。こうした団体については、制度運用開始時の歴史的経緯もあると言われているが、公共性や平等性の観点から見直しについて議論がなされてよい。社会教育委員の会議に交付団体を許認可する権限はないので、教育委員会等で議論すべき課題として提起することもできる。

### ○教育委員会との関係

・社会教育法によると、社会教育委員の職務として、社会教育関係団体に助言と指導を与えることができるが、社会教育団体承認は、教育委員会が行い、その責任は教育委員会にある。

・社会教育委員の会議で疑問を付けて教育委員会に上げた団体について、教育委員会でのような審議がなされたのかを報告することは可能か。審議の差し戻しはあるのか。

・どのような団体は認めないかといった共通認識をもつために、教育委員会と社会教育委員の会議で話し合いを持つことは可能か。

・社会教育委員の会議から教育委員会に社会教育に関する計画立案や研究調査を行ってはいない。一つの理由は社会教育関係団体の審査に多くの時間を取られているためであり、もう一つは教育委員会からのそうした要請がないためである。後者の理由は非常に消極的にも聞こえるが、社会教育委員の会議で何かの計画を出したとしても、教育委員会との間において事前の了解がないままでは、“絵に書いた餅”となり、実行されることもない。教育委員会が社会教育委員の会議に何を求めているのか、社会教育委員の会議が何かの計画立案を提出したとしてそれを受け取ることができるのか。こうした点の話し合いや方向性の調整といったことが求められる。

以 上